(学内選考)　申請締切日:2024年2月22日(木) 13:00
提出先:　　所属研究科窓口
※※多摩キャンパス:多摩学生生活課、　小金井キャンパス:小金井学生生活課
市ヶ谷大学院については申請フォームhttps://forms.gle/RMFfchGjRihZNHxr9
に申請データを提出のうえ、申請書原本は別途ご提出ください。

（別添1）

公益財団法人 神林留学生奨学会

２０２４年度 私費外国人留学生奨学生募集要項

公益財団法人神林留学生奨学会（以下「本会」という）は、我が国の大学院に在学する私費外国人留学生の中から、奨学生を下記により募集する。

記

１．奨学生に応募できる者

奨学生に応募できる者はアジア諸国及び地域の出身者であって、本会が指定する大学院設置大学の大学院に２０２４年４月１日現在１年以上在学する私費外国人留学生（研究生及び前年度研究生を除く）で、留学生活上経済的援助を必要とすると認められ、学業成績が優秀な者とする。また交流活動に積極的に参加できる者を求める。

（注1）「私費外国人留学生」とは、日本の大学院において教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表第１「留学」の在留資格を有するもの）で、日本政府から奨学金を受けていない者である。

（注2）同一大学において、学部から大学院修士課程もしくは大学院修士課程から博士課程に進学した場合は、１年次であっても１年以上在学しているものとみなす。

（注3）各課程において、期限を超えて学位を取得できない学生は対象外とする。

２．奨学金

奨学金は大学院生に対し、月額１４０，０００円を毎月支給する。　**大学院生1名**

３．奨学金の支給期間

奨学金の支給期間は２０２４年４月から２０２５年３月までとし、正規の進級、進学の場合は年毎の審査によりさらに１年間延長することがある。

４．応募の手続き

（ｉ）奨学生に応募する者は、願書（別紙様式１）、調査表（別紙様式２）、研究理由（別紙様式３）に次の書類を添えて、在学する大学において指定する日までに大学長に提出しなければならない。

ア．発表論文がある場合には主要な発表論文

イ．芸術分野を専攻する場合には作品のポートフォリオ（形式自由）、音楽分野を専攻

※推薦状内の博士号取得の見込について：
博士課程への進学が未定の場合は、「博士課程への進学は未定である」と推薦状に記載すること

する場合には作品のＣＤまたはＤＶＤ（ＣＤまたやＤＶＤは、①パソコンで視聴できるmp3形式またはmp4形式のものと、②ＣＤプレイヤーまたはＤＶＤプレイヤーで視聴できるもの、①と②を両方提出し、それぞれ①パソコン用、②プレイヤー用と明記する。）

ウ．指導教員の推薦状（別紙様式５）

エ．２０２３年度成績証明書（成績証明書が応募日までに間に合わない場合には、成績証明書の発行予定日を書いた書類を提出し、発行後に別途成績証明書を提出する）

オ．在留カードの表と裏の写し（在留資格「留学」が明記されているもの）

（ii）（ｉ）の願書が提出されたときは、大学長は、奨学生として適当かどうかを書類及び面接により選考し、適当と認めた者１名につき別紙様式４による推薦書を附して本会に推薦する。

（注1）様式４の推薦書は応募期間中の日付で作成し、**年次は新年度の学年を記入**する。

（注2）願書、調査表、研究理由、推薦状、推薦書の用紙は、本会のホームページ https://www.kambayashi-zaidan.or.jpの「奨学金事業」→「募集・給付」→「募集について」→「応募書類」よりダウンロードできる。

※GECで作成します

５．選考及び決定

本会は、４．により大学長から推薦があったときは、本会に設ける選考・審査委員会に諮り、奨学生を決定し、大学長及び本人に通知する。採用しない者については大学長のみに通知する。（結果の通知は５月上旬になる）

６．奨学金の休止、停止及び期間の短縮

（ｉ）奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席、海外滞在したときは、奨学金の支給を休止することがある。

（ii）奨学生の学業又は性行等の状況により、奨学生としての適正を欠くと認めたときは、奨学金の支給を停止し、又は支給期間を短縮することがある。

（iii）（ｉ）又は（ii）により、奨学金の支給を休止もしくは停止され、又は期間を短縮された者についてその事由が止んだと認めたときは、奨学金の支給を復活することがある。

７．支給の打切り

奨学生が次のアからオまでのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の支給を打切ることがある。

ア．願書の記載事項に虚偽が発見されたとき。

イ．大学において懲戒処分を受け又は成業の見込みがないと判断されたとき。

ウ．留学又は退学したとき。

エ．他からの奨学金等を受けるとき。

オ．その他奨学生としての資格を失ったとき。

８．転　学

奨学生が転学したときは、特別の事情があると認められる場合を除き、奨学金の支給を辞退したものとみなす。

９．返　納

奨学金の支給後において、６．の（ｉ）、（ii）又は７．の事由が生じていたことが判明した場合には、すでに支給した奨学金の全部又は一部を返納させることがある。

10．報告書の提出

奨学生は本会から照会があったときは、学習の状況について報告しなければならない。

11．注意事項

日本国内、国外を問わず、２０２４年４月以降、他の奨学金等を受ける者については採用しない。

12．**問合わせ・応募書類送付先**

~~〒113－8642　東京都文京区本駒込2-12-13　アジア文化会館内~~

~~公益財団法人 神林留学生奨学会　　担当：加茂（かも）~~

~~TEL：０３　３９４６－６２３６　FAX：０３　５９８１－８４４５~~

~~Mail: info@kambayashi-zaidan.or.jp~~

法政大学所属研究科窓口

デザイン工学研究科所属学生：	**デザイン工学研究科**
政策創造研究科所属学生：	**政策創造研究科**
多摩キャンパス所属学生：	**多摩学生生活課**
小金井キャンパス所属学生：	**小金井学生生活課**
上記以外の学生：	**大学院奨学金担当**